

令和7年（2025年）10月23日

有料老人ホーム設置者様
サービス付き高齢者向け住宅設置者様

熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課長

有料老人ホームの重要事項説明書及び経営状況関係書類の提出について（依頼）

このことについて、有料老人ホーム設置者は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第11項の規定により、当該有料老人ホームに係る情報を所在地の都道府県知事に報告することとされており、また、報告を受けた都道府県知事は、同法同条第12項の規定により、当該情報を公表することとされています。

つきましては、有料老人ホーム情報の公表を行うため、下記により関係書類の提出をお願いします。

なお、提出いただく厚生労働省作成の重要事項説明書様式には、法令により公表が義務づけられていない項目も含まれていますが、当該項目の情報についても、県での手続きを経て情報公表システムに登録され、広く一般の閲覧に供されることになります。

この点について、予め御了承いただきますようお願いいたします。

記

1 提出書類

（1）最新の重要事項説明書

- ※ 必ず最新版の様式で作成及び提出いただきますようお願いいたします。
- ※ 令和7年10月1日時点で作成くださいますようお願いいたします。
- ※ 必要事項は全て御記入ください（様式の右側に「未記入」と表示される項目が無いようにしていただきますようお願いいたします。）。

（2）直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

- ※ 他業を営んでいる場合には他業に係る（2）の関係書類を、親会社がある場合には当該親会社の業務に係る（2）の関係書類を併せて御提出ください。
- ※ 設立から1年未満の法人であり、第1期決算が完了していない場合については、提出していただく必要はありません。

2 様式等掲載先（県ホームページ）

『令和7年度（2025年度）有料老人ホームの重要事項説明書及び経営状況関係書類の提出に係る様式等について』

【URL】 <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/32/248621.html>

- ※ 上記URLをクリックしていただくか、県ホームページの「ページ番号で探す」の項目に「248621」と入力・検索していただくと表示されます。

3 提出方法

熊本県電子申請システム（Logoフォーム）から電子データ（Excel、PDF等）で提出

※ 2に記載の県ホームページに、電子申請システムのURLを掲載しておりますので、
そちらから御提出ください。

※ 重要事項説明書は、必ずExcelファイルで御提出ください。

※ 財務諸表（電子申請サービスでは、電子データファイルを3つまで提出可能。）
について、提出する電子データファイルが4つ以上ある場合又は電子データ化で
きない場合（紙媒体でのみ保管されており、かつPDF化することができない場合等）
は、当該書類についてのみ、郵送での提出を可とします。

4 提出期限 令和7年（2025年）11月14日（金）

【お問合せ先】

熊本県健康福祉部長寿社会局

高齢者支援課施設介護班 担当：本田

TEL：096-333-2217

E-mail：honda-y-ds@pref.kumamoto.lg.jp